

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月8日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	三鷹市
4. 届出番号	32
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.mitaka.lg.jp/c_categories/index05003006.html

執行機関名 三鷹市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助又は減免に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	幼稚園の利用料その他の保護者から徴収する費用の補助または減免に関する事務であって規則で定めるもの(三鷹市私立幼稚園等の園児等の保護者に対する補助金交付要綱(昭和57年7月24日付け57三総文発第62号)による私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金の交付事務)
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年1月1日施行)別表第1の第13の項 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、私立の幼稚園、認定こども園又は幼稚園類似の幼児施設(以下「私立幼稚園等」という。)に在籍する園児の保護者に対して保育料等の一部を補助することにより、保護者の負担を軽減し、もって幼児教育の振興と充実を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号	三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱第8条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十二條の届出に係る事実についての審査に関する事務	私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金の交付に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号ロ	三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱第7条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号リ	三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱第7条第4号ア
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号ト	三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱第7条第4号イ
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号チ	三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱第7条第4号ウ
②情報提供者	都道府県知事	都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号ヲ	三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱第7条第4号オ
②情報提供者	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働大臣又は日本年金機構
③提供を求める特定個人情報	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号ヌ	三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱第7条第4号カ
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号リ	三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱第7条第4号キ
②情報提供者	厚生労働大臣又は都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事
③提供を求める特定個人情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2の2 項 2 号ル	三鷹市私立幼稚園等に在籍する園児の保護者に対する補助金交付要綱第7条第4号シ
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報

備考	
----	--